二　対象土地の状況
三　当該要請に係る特定緑地保全業務の具体的内容
四　特定緑地保全業務の実施の要請をする理由
（業務実施協定の記載事項）
第五条の三　法第十七条の二第三項第七号の国土交通省令で定める事項は、次に掲げるものとする。
一　支援機構が法第七十条第一号に掲げる業務として行う対象土地の買入れの方法
二　法第十七条の二第四項の規定による買入れに要した費用の額を超えない範囲内において定める同条第五項の規定により都道府県等が負担する費用の額の算定方法
三　法第十七条の二第七項の規定により都道府県等が負担する費用の額の算定方法及び算定根拠の明示の方法
四　その他特定緑地保全業務の実施に関し必要な事項
（機能維持増進事業に係る都市計画事業の認可に関する事項）
第五条の四　市町村は、法第十九条の三第一項に規定する事項を定めるときは、当該事項に、同項に規定する事業に関する次に掲げる事項を記載しなければならない。
一　事業地の所在
二　事業の概要
三　事業施行期間
2　法第十九条の三第二項の規定による協議は、協議書に次に掲げる書類を添えて、これらを同項各号に掲げる場合の区分に応じ当該各号に定める者（市にあつては、当該各号に定める者及び都道府県知事）に提出してするものとする。ただし、同条第一項に規定する事業が新たに土地を収用し、又は使用する必要がない場合には、都市計画法第六十条第三項第一号に掲げる書類は、その添付を省略することができる。
一　基本計画に定めようとする法第十九条の三第一項に規定する事項及び前項各号に掲げる事項を記載した書類
二　都市計画法第六十条第一項各号に掲げる事項（同項第三号に掲げる事業計画にあつては、同条第二項各号に掲げる事項を定めたもの）を記載した書類
三　都市計画法第六十条第三項各号に掲げる書類
（公共の用に供する施設）
第十一条　令第十三条の国土交通省令で定める公共の用に供する施設は、軌道、水路、緑地及び広場とする。
（支援機構の指定の基準）
第二十九条　法第六十九条第一項第三号の国土交通省令で定める基準は、次のとおりとする。
一　都市における緑地の保全及び緑化の推進について十分な知見を有し、かつ、十分な活動実績を有すること。
二　支援業務を適正かつ確実に実施するために必要な体制を確保していること。

（新設）

（新設）

（公共の用に供する施設）
第十一条　令第十四条の国土交通省令で定める公共の用に供する施設は、軌道、水路、緑地及び広場とする。

（新設）